# 第3章 景観上重要な建造物等の指定等

### 3-1 基本的な考え方

景観法に基づく景観重要建造物・樹木の指定制度と神戸市都市景観条例に基づく景観資源の指定制度を一体的に運用し、所有者等が選択できるような段階的な制度とすることで景観上重要な建造物等の幅広い保全・活用と新たな発掘を促す。

### 3-2 神戸市指定景観資源の指定の方針

以下の指定の方針に即し、都市景観の形成を図るうえにおいて重要な価値があると認める景観資源で、所有者等の同意が得られたものを、神戸市都市景観条例に基づく「神戸市指定景観資源」として指定する。

### (1) 神戸市指定景観資源の指定の方針(樹木や樹木の集団を除く)

次に示す指標を総合的に評価し、景観資源として重要な価値があると認められるものを指定する。

#### 茅葺民家

- ・地域的なランドマークになっており、良好な地域景観を形成している
- ・幹線道路や枝道等から視認でき、特色ある景観を形成している
- ・樹木、山並み、川、門塀、石垣、生垣などを有し、特色ある地域景観を形成している
- ・周辺の土地利用や附属屋等をあわせて、屋敷構えとして整った景観を形成している

#### 近代建築物等

- ・広域的、都市的、地域的なランドマークになっており、良好な地域景観を形成している
- ・景観上の重点地域等において特色のある地域景観を形成している
- ・幹線道路などの都市軸景観を形成している
- ・街角などにあり、全体像がよく見えるなど、良好なまちなみ景観を形成している
- ・周囲の景観要素とともに特色のあるまちなみ景観を形成している
- ・地形や歴史上特色のある場所に立地するなど、地域の歴史性を反映している
- ・文化的に市民によく知られ、親しまれている
- ・時代の特色が表現されているなど、歴史的、文化財的な価値が高い
- ・意匠や施工技術が優れている、又は作品として評価が高い

#### (2) 神戸市指定景観資源の指定の方針(樹木や樹木の集団)

樹木や樹木の集団については、昭和47年施行の「神戸市民の環境を守る条例」に基づいて始まり、その後、昭和51年施行の「神戸市市民公園条例」に引き継がれた「市民の木、市民の森」\*3の指定制度の活用を基本とする。

景観上特に重要な樹木で、必要な場合は、神戸市指定景観資源としての指定を検討する。

<sup>\*3</sup> 市民の木、市民の森…都市環境の良好な形成を図るため、永く市民に親しまれている樹木や樹木の集団で、維持保全すべきものを神戸市市民公園条例に基づき指定する制度であり、良好な景観の形成に資する樹木の維持保全の役割も果たしている。

# 3-3 景観重要建造物の指定の方針

前述の神戸市指定景観資源(樹木と樹木の集団を除く)と同様の指定の方針に即し、都市景観の形成を図るうえにおいて重要な価値があると認める建造物で、所有者等の同意が得られたものを、景観法に基づく景観重要建造物として指定する。

#### 【参考】景観重要建造物の指定の基準(景観法施行規則第6条)

- ①地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物(これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。)の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- ②道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

## 3-4 景観重要樹木の指定の方針

神戸市指定景観資源と同様、「市民の木、市民の森」の指定制度の活用を基本とする。 景観上特に重要な樹木で、必要な場合は、景観重要樹木としての指定を検討する。

#### 【参考】景観重要樹木の指定の基準(景観法施行規則第11条)

- ①地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- ②道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。